



兵庫労働局発表
令和元年6月27日

【照会先】
労働基準部監督課
課長 嶋田 憲嗣
主任監察監督官 後藤 誠
電話 078(367)9151
FAX 078(367)9165

報道関係者 各位

平成30年の定期監督等の概要を公表します
～ 3,903事業場に対して法令違反の是正勧告～

兵庫労働局（局長 はたなか ひろよし 畑中 啓良）では、このたび、平成30年に実施した定期監督等の結果について取りまとめましたので、お知らせします。

この監督指導は、平成30年に、兵庫県内の労働基準監督署が、管内状況や働く方からのご相談を始めとした様々な情報に基づき、労働基準法などの法令違反が疑われる事業場に対して実施したものです。

その結果、対象とした5,241事業場のうち約4分3の3,903事業場において、労働基準法などの法令違反を確認したため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。法令違反はあってはならないものであり、兵庫労働局では、引き続き、

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底
- ② 兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画を踏まえた労働災害の防止を重点課題として、月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場に対する全数監督を始めとした、的確な監督指導を行ってまいります。

【平成30年の定期監督等の実施状況】

(1) 監督指導の実施事業場： 5,241事業場

このうち、3,903事業場（全体の74.5%）で労働基準法などの法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 労働基準法関係

- ・違法な時間外労働があったもの： 1,140事業場（21.8%）
- ・賃金不払残業があったもの： 675事業場（12.9%）
- ・労働条件の明示が適切でなかったもの： 596事業場（11.4%）

② 労働安全衛生法関係

- ・健康診断が適正に実施されていなかったもの： 989事業場（18.9%）
- ・安全基準が守られていなかったもの^{※1}： 960事業場（18.3%）
- ・衛生管理者の適正な選任等がなかったもの^{※2}： 271事業場（5.2%）

※1 機械の原動機など労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に覆いを設けていないものや高さ2m以上の場所での作業で墜落を防止する措置を講じていないものなど。

※2 一定規模の事業場で衛生管理者を選任していないものや衛生管理者の必要な巡視等を行っていないものなど。

1 監督指導の状況

○ 管内 11 箇所の労働基準監督署が、平成 30 年中に 5,241 事業場に対して定期監督等(※1)を実施したところ、約 4 分の 3 の 3,903 事業場で労働基準関係法令(※2)違反が認められた(違反率 74.5%)ことから、その是正・改善を求めて指導した。

※1 管内状況や各種情報に基づき計画的に実施する監督指導(定期監督)と労働災害の発生を契機として実施する監督指導(災害時監督、災害調査)の総称。

※2 労働基準法、労働安全衛生法のほか、最低賃金法、じん肺法など。

2 主な法令違反の状況

○ 管内の労働基準監督署が、平成 30 年中に 5,241 事業場に対して実施した定期監督等において、その是正・改善を求めて指導した主な法令違反は、労働基準法では、違法な時間外労働があったもの 1,140 件(21.8%)、賃金不払残業があったもの 675 件(12.9%)、労働条件の明示が適切でなかったもの 596 件(11.4%)、労働安全衛生法では、健康診断が適正に実施されていなかったもの 989 件(18.9%)、安全基準が守られていなかったもの 960 件(18.3%)、衛生管理者の適正な選任等がなかったもの 271 件(5.2%)であった。

表 1 主な法令違反の状況(直近3年間)

| | 平成 30 年 |
|-----------------------|--------------|
| 定期監督等実施事業場数 | 5,241 |
| 同違反事業場数 | 3,903 |
| 同違反率 | 74.5% |
| 労働基準法 | |
| ①労働条件の適切な明示がなかったもの | 596【11.4%】 |
| ②違法な時間外労働があったもの | 1,140【21.8%】 |
| ③違法な休日労働があったもの | 98【1.9%】 |
| ④休憩時間が適切に与えられていなかったもの | 72【1.4%】 |
| ⑤賃金不払残業があったもの | 675【12.9%】 |
| ⑥就業規則の作成・届出がなかったもの | 485【9.3%】 |
| ⑦賃金台帳が適切に調製されていなかったもの | 420【8.0%】 |
| 最低賃金法 | |
| ⑧賃金が最低賃金額未満だったもの | 153【2.9%】 |
| 労働安全衛生法 | |
| ⑨衛生管理者の適正な選任等がなかったもの | 271【5.2%】 |
| ⑩作業主任者の適正な選任等がなかったもの | 202【3.9%】 |
| ⑪安全基準が守られていなかったもの | 960【18.3%】 |
| ⑫衛生基準が守られていなかったもの | 176【3.4%】 |
| ⑬定期自主検査の適正な実施がなかったもの | 261【5.0%】 |
| ⑭健康診断が実施されていなかったもの | 989【18.9%】 |

(注1)【 】内は、定期監督等実施事業場数に対する割合。

(注2)①は労働基準法第 15 条、②は同法第 32・40 条、③は同法第 35 条、④は同法第 34 条、⑤は同法第 37 条、⑥は同法第 89 条、⑦は同法第 108 条、⑧は最低賃金法第 4 条、⑨は労働安全衛生法第 12 条、⑩は同法第 14 条、⑪同法第 20・21 条、⑫は同法第 22・23 条、⑬は同法 45 条、⑭は同法第 66 条に係る法令違反が認められたもの。

3 主な業種ごとの法令違反の状況

○ 管内の労働基準監督署が、平成 30 年中に 5,241 事業場に対して実施した定期監督等において、その是正・改善を求めて指導した法令違反の主な業種別の違反率は、82.5%の運輸交通業が最も高く、次いで、80.9%の保健衛生業、80.1%の接客娯楽業であった。なお、主な違反事項で最も割合が高かった業種は、違法な時間外労働があったものが運輸交通業（51.7%）、安全基準が守られていなかったものが建設業（36.7%）、健康診断を適正に実施していなかったものが接客娯楽業（34.5%）であった。

表2 主な業種ごとの法令違反の状況（平成 30 年）

| | 定期監督等 実施事業場数 | 同違反事業場数 | 同比率 | 主な違反事項 | | | | | |
|-------|-----------------|---------|-------|------------------|-------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | | ① 労働条件 の明示 | ② 違法な 時間外労働 | ③ 賃金不払 残業 | ④ 衛生管理 者 | ⑤ 安全基準 | ⑥ 健康診断 |
| 全業種 | 5,241 | 3,903 | 74.5% | 596 【11.4%】 | 1,140 【21.8%】 | 675 【12.9%】 | 271 【5.2%】 | 960 【18.3%】 | 989 【18.9%】 |
| 製造業 | 1,306 | 984 | 75.3% | 145 【11.1%】 | 380 【29.1%】 | 171 【13.1%】 | 104 【8.0%】 | 314 【24.0%】 | 289 【22.1%】 |
| 建設業 | 1,536 | 1,101 | 71.7% | 23 【1.5%】 | 45 【2.9%】 | 34 【2.2%】 | 5 【0.3%】 | 563 【36.7%】 | 47 【3.1%】 |
| 運輸交通業 | 302 | 249 | 82.5% | 40 【13.2%】 | 156 【51.7%】 | 43 【14.2%】 | 32 【10.6%】 | 13 【4.3%】 | 85 【28.1%】 |
| 商業 | 711 | 561 | 78.9% | 148 【20.8%】 | 197 【27.7%】 | 152 【21.4%】 | 36 【5.1%】 | 25 【3.5%】 | 209 【29.4%】 |
| 保健衛生業 | 409 | 331 | 80.9% | 71 【17.4%】 | 115 【28.1%】 | 98 【24.0%】 | 50 【12.2%】 | 3 【0.7%】 | 93 【22.7%】 |
| 接客娯楽業 | 386 | 309 | 80.1% | 110 【28.5%】 | 121 【31.3%】 | 88 【22.8%】 | 17 【4.4%】 | 9 【2.3%】 | 133 【34.5%】 |

(注1) 各業種の数とは定期監督等実施事業場数が 200 を超えるものを計上しているため、全業種の数と一致しない。

(注2) 【 】内は、定期監督等実施事業場数に対する割合。

(注3) 主な違反事項の番号は、表2に対応している。

図1 主な業種ごとの法令違反の率

